

さいたま市消防水利整備基準等改定検討会（第1回）
議事概要

1 日 時

令和6年7月30日（火）午後2時30分～午後4時30分

2 場 所

さいたま市消防局庁舎 1階 参集待機室

3 出席者

【委員】小林座長、中村委員、松本委員、富澤委員、荻野委員

【事務局】沼澤総務部長、猪野総務部次長、田村総務部次長、大内消防施設課長、
松本総合調整幹、神出施設管理係長、高原主任、佐藤主任、柏技師

4 議事概要

議題1 座長の互選について

委員の互選により、小林恭一氏が座長に決定した。

議題2 会議の公開について

会議は非公開とし、会議後に議事概要及び会議資料（不開示情報を除く）を公開することに決定した。

議題3 概要説明・意見聴取

事務局より、さいたま市の現状と課題、さいたま市消防水利整備基準改定方針案及び消防局の耐震性防火水槽整備計画の概要を説明後、意見交換を実施した。主な意見交換の内容は次のとおり。

（○：委員、●：事務局）

(1) さいたま市消防水利整備基準改定方針案に関する検討

- 一般的に、開発地に対して必要となる消防水利の数はどのように算定しているのか。1基でよいのか。また、消防水利の割合（消火栓と防火水槽）を定めている都市もあるが、必要な総数などはどのように決めているのか。
- 水利の必要数については、開発地の範囲に対して、用途地域に応じ、周辺の消防水利を中心とした半径100メートル又は半径120メートルで開発地を包含できるかどうか、距離で算定している。開発地を包含出来ない箇所がある場合、そこを包含するために新たな消防水利が必要となる。
- 開発面積3,000㎡以上とすることについて、理由があるのか。
- 条例（さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例）で大規模開発行為の定義が3,000㎡以上であること、また、開発行為に係る公園等設置基準で、開発行為が3,000㎡以上であれば、開発面積の3%以上の公園等を設置することになっている等、一定の規制がかかる開発であること。また、他都市の状況からも3,000㎡以上としている都市が多いことなどから一案として3,000㎡以上を提示させて頂いた。
- 輪島市大規模火災のように、震災時に断水すると消火栓が使えないというのは、水道管の圧力がないと使用できないということか。

- 断水すると送水されないため使用できないと認識している。
- 防火水槽が減っているということだが、市として総数の目標値はあるのか。
- 消防局の耐震性防火水槽整備計画では、延焼リスクの高い地域への整備目標を定めている。ただ、市街化調整区域等のそれ以外の地域については、国の消防水利の基準に則り、消火栓のみに偏ることがないように防火水槽とバランスよく整備していきたいと考えている。
- 防火水槽が足りないというのであれば、目標値は設定すべきである。
- 3,000 m²以上としても、面積を分けて申請を行う業者もいる。3,000 m²よりも小さい面積での基準も設定するべきでは。
- 開発を分けて行うというのはどの面積で設定しても起こりうることと思われる。開発行為数の実績としてみると、3,000 m²が年間の減少数に対する増加数がおおむね妥当ではないかと考えている。
- 一定規模以上の開発行為の場合規制がかかる。実際の開発行為で、例えばゴミ集積所を設けないといけないなどの条件から逃れるために分割して開発している。
- 一律 3,000 m²ではなく、建物別、延焼リスク別、用途地域のように、地域別等で第1種火災地域、第2種、第3種等で分け、その地域に対して面積を設定するのも方法のひとつではないか。
- 現在のパワーボードのような外壁で建築している建物はそこまで延焼しないのではないか。
- 3,000 m²以上の開発だと3%以上の公園が必要となり、100 m²程度の公園ができるため、40立方メートル型の防火水槽の設置は可能と思われ、そこに合理性はあると考える。
- 建物の用途でも延焼が抑えられると思われる。設置基準だけでなく、緩和要件も整備するべきではないか。

(2) 消防局の耐震性防火水槽整備計画に関する検討

- 2,000 棟未満でも延焼リスクの高いところはあり、延焼クラスター1,000 棟未満でも 100 棟燃えてしまえば大規模火災と言えるため、十分延焼リスクが高い。輪島にしても糸魚川にしても何百棟延焼で大規模火災となっている。延焼クラスター100 棟以上の地域についても、消防水利を整備していくべきであり、消防では 2,000 棟にこだわりすぎる必要はないのでは。優先順位を決めるということであれば、一つの基準として合理的ではあるため、否定している訳ではない。
- 耐震性防火水槽を整備しても建物の倒壊により道路が閉鎖され、近づけない可能性があるため、考慮する必要がある。細い道ではアクセスできない可能性が高いため、幅員がある道路に面した土地を市として買収して整備するとか。難しいとは思いますが、都市局や財政局とも連携しながら、買収した土地に公園を整備するのと併せて防火水槽を整備する等が考えられないか。
- 消防局の計画上の延焼リスクが高い地域の考え方について、見直す必要があると認識している。100 棟延焼したら大規模火災であるため、延焼リスクが高い地域と言える。ただし、優先順位としては、延焼クラスター2,000 棟以上の地域を1番に考えているが、そこだけをターゲットにしないような計画にしていきたい。
- 防災都市づくり計画は、基本的に都市計画道路整備や建物の耐火性能を高くする等、都市計画的な手法を前提としたものである。都市計画道路が整備されれば建物が減少し、2,000 棟未満になる。建物が準耐火構造になれば延焼クラスターは連続しなくなり、小さくなる傾向がある。計画の目的と方法がリンクしているものであるため、それをそのまま消防水利に反映するのではなく消防局でアレンジするのが望ましい。
- 都市計画法上では準防火地域や防火地域の規定があり、2017 年に延焼クラスター2,000 棟以上の地域を、準防火地域に指定区域拡大されている。これら地域別で防火水槽の設置基準を定めることで都市計画との整合が取りやすいのではないか。
- 準防火地域・防火地域といった地域の考えも踏まえて計画に反映していきたい。

- 「耐震性」にこだわる理由はあるのか。
- 主に震災時の使用を想定しているため、耐震性である必要がある。
- 今まで延焼リスクの高い地域で起きた大規模火災はあるのか。
- 正確な数字は持ち合わせていないが、経験値ではさいたま市は7, 8棟程度である。
(事務局追記：2022年に20棟焼損した火災があり、さいたま市として最大棟数が延焼した火災であった。)
- 40立方メートル型や100立方メートル型以上とせず、もっとコンパクトに7, 8棟に対する水量でもよいのでは。大規模火災の原因のひとつとして、建物が倒壊するなどもあると考える。緊急輸送道路沿線の建物の耐震補強・耐震診断にさいたま市は助成している。木造建物を耐震補強すると同時に、防火水槽を合わせて設置すれば補強費用を免除するという方法もとれないか。
- 阪神淡路大震災のとき、時間をおいてから通電火災があちこちであった。さいたま市では感震ブレーカーもPRしている。
- 古くから敷地を所有している人は大きな井戸を持っている。さいたま市も防災井戸の補助金を出しているが、水質検査等必要なため、中々進んでいかない。いざというときにそういった防災井戸も頼れるように考えていくべき。消防だけの問題ではなく、防災も含め総合的に考えていく必要があり、防災部局とも連携していく必要がある。
- 耐震性防火水槽ではなく、耐震性貯水槽としても使用できるものもある。研究して頂きたい。
- 洪水や内水氾濫防止のため雨水を一時的に貯める雨水貯留槽なども、防火用に使用するなど、リンク出来ればよいと思われる。検討して頂きたい。

議題4 今後の検討会の進め方について

事務局より今後のスケジュール及び進め方について説明し、各委員に了承された。

以上